



マイシティ ライフ

No. 192
2007 春号

発行 京都市文化市民局 市民生活部 市民総合相談課(市民生活センター)
本誌に関するお問い合わせは ☎075(256)1110

も く じ

- ② ●平成18年度「くらしの達人」
入選作品 決定
- ④ ●くらしの経済
過大包装に想う
- ⑤ ●すぐに使えるちえぶくろ
地上デジタル放送について
- ⑥ ●特集
＝若者がねらわれる＝
- ⑧ ●トピックス
～架空請求に御注意ください～

平成19年度

消費生活モニターを 募集します!

“消費生活意識調査”

近所でこんな
悪質商法が
あったんやけど…。



消費者問題に深い関心を持っておられる皆様のご応募を、お待ちしております!

募集人数

80名

任 期

平成19年4月1日 から
平成20年3月31日 まで

調査内容

消費生活に関する意識調査(年12回を予定)に対する回答や、近隣の高齢者等が消費者トラブルの被害に遭わないため、日常生活の中での目配り・気配り・声かけによる「見守り活動」を行っていただきます。また、本市からは消費者関連行事をはじめとする消費生活情報をお送りいたします。

応募条件

京都市内在住で、京都市内にある店舗と利害関係が無い20歳以上の方。意識調査は原則として電子メール又はFAXで行います。

応募方法

原則として電子メール(市民生活センターホームページの送信フォームをご利用下さい。)又はFAXにて、記載事項を明記の上、3月20日(火)(必着)までに下記の宛先までお申し込みください。

記載事項 ①郵便番号 ②住所 ③氏名(フリガナも) ④年齢 ⑤電話番号 ⑥メールアドレス(携帯電話のアドレスは使用できません。)又はFAX番号

応募者多数の場合、地域構成等を考慮して選考します。結果については、応募者全員にお知らせします。その際、採用された方には消費生活モニター番号を併せてお知らせします。

「くらしの達人」 入選作品 決定

消費生活に関する様々な
テーマについて標語や川
柳を募集しました。審査
の結果、入選作品77点
を決定しました。

(入選者名は敬称略で紹介して
います。なお ここで紹介した作品
のほか、子どもの部・奨励賞45点、
一般の部・佳作10点が入選して
います。)

子どもの部 小学生 標語

京都市長賞

一日の リズムをつくる 朝ごはん

岩根 彩乃 (榎原小学校6年)

朝ご飯を食べると一日元気にい
られると思います。朝ご飯を食
べていない人はしっかり食べて、
楽しい一日一日をおくってほし
いと思いました。



審査委員長賞

テーマ① お金とくらし 2点

手にとって 表示や産地 確かめて

津田 康太郎 (西陣中央小学校5年)

あれほしい これほしい 言わんとこ

茶元 美樹 (嵐山小学校3年)

テーマ② 食べること 2点

心にも 体にも優しい 京野菜

伊田 芙美佳 (榎原小学校6年)

夕食は 家族いっしょに 「いただきます」

宮崎 葵 (西院小学校5年)

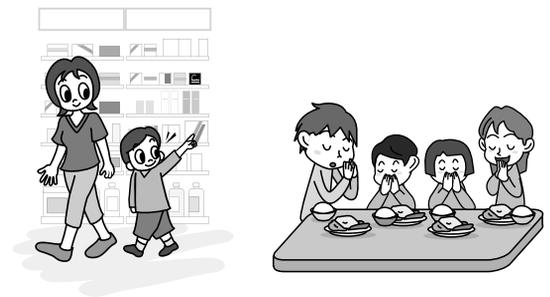
テーマ③ 京都・くらしの知恵 2点

あさそうじ 京都のくらし まもろうよ

牧野 志保 (榎原小学校5年)

リサイクル ごみをへらそう 京の町

福原 彩乃 (西陣中央小学校5年)



★★

ご応募ありがとうございました!

★★

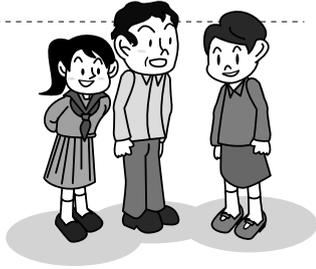
子どもの部 中学生 標語

京都市長賞

はんなりと 京都言葉で お付き合い

北濱 柚希 (嵯峨中学校3年)

最近言葉がちゃんと使われていないので、おしとやかな京都言葉で乱れをなくし色々な人と仲良くなったらいいのになと思います、この標語をつくりました。



審査委員長賞

主電源 「切ってくれよ」と 点る赤

伊藤 千夏 (嵯峨中学校3年)

「おとくです。」 その一言で むだづかい

山田 真聡 (七条中学校1年)

京のゴミ 減らす努力と リサイクル

駒井 達哉 (二条中学校1年)

はしすすむ 会話もはずむ タご飯

曾我 彩加 (九条中学校3年)

京野菜 食べて感じる 四季の良さ

宮治 琴音 (榎原中学校1年)

「おいしいね!!」 その一言が ごちそうだ

奥田 桜子 (二条中学校1年)

朝夕の 水打ちすずしい 京の夏

庄田 拓馬 (二条中学校1年)



一般の部 消費者川柳

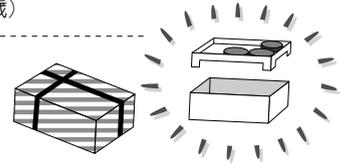
京都市長賞

自由部門 1点

贈り物 貰って言えぬ “あげ底”を

松下 義昭 (中京区 50歳)

現在、「モニター」をやっている、「過大包装」を見つけたときのイメージを「川柳5・7・5」で表現しました。



審査委員長賞

元禄に 戻ったような ペットさま

長谷川 文子 (北区 55歳)

品物の 命引き継ぐ リサイクル

今井 佳子 (中京区 42歳)

先ず無くせ ムリ・ムダ・ミエの ごみの山

佐々木 龍夫 (左京区 77歳)

あるかいな 汗も出さずに 金もうけ

岩崎 茂子 (左京区 59歳)

淋しさの 心のすき間に しのが寄り

山下 要子 (西京区 67歳)

無料旅 宴会場から 抜けられず

阪下 義郎 (東山区 60歳)



平成18年度 募集テーマ等 子どもの部

テーマ・部門 暮らしの達人 小学生・中学生 標語
①お金と暮らし ②食べること ③京都・暮らしの知恵

応募状況 688名 1,181点

平成18年度 募集テーマ等 一般の部

テーマ・部門 暮らしの達人 消費者川柳
①自由部門 ②課題部門 お題:「うまい話」

応募状況 67名 211点

過大包装に思う

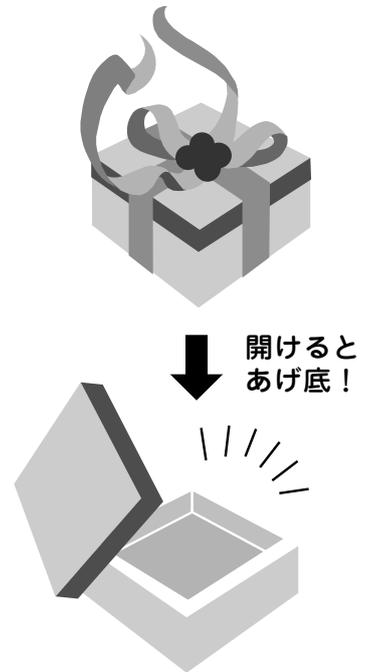
京都大学名誉教授
野村 秀和

くらしの達人 消費者川柳の今年度市長賞の作品(大人の部)は、「贈り物 貰って言えぬ “あげ底” を」が選ばれました。古くして新しい過大包装は、消費者問題として、今もなお、くらしの中に定着し続けています。

贈答品をめぐる

お歳暮やお中元の時期に目立つのですが、贈答品をめぐる経験は、市民の皆様が例外なしに感じておられることでしょうか。消費者川柳の市長賞の作品は、贈られた側の戸惑いを率直にお詠みになりました。しかし、贈る側になりますと、見栄えのする包装をお選びになることもよくあることです。

観光都市京都は、多くの観光客を迎えています。京都のお土産品の中には、「上げ底」に象徴されるような過大包装がまだまだ見られます。京都が担う特別な消費者問題として、観光客への責務も忘れることは出来ないのです。



ゴミ問題

過大・過剰な包装は、贈られた側にゴミの始末という厄介な負担を強いることとなります。環境問題を持ち出すまでもなく、くらしの感覚として、「もったいない」という気持ちが自然に出てくるのです。

消費者川柳の入選作品に、「先ず無くせ ムリ・ムダ・ミエの ごみの山」がありますが、過大包装への市民の心構えが反映されています。

包装基準の運用の見直し

消費生活条例の改定の際に、商品等の「表示・包装に関する三つの基準」についての見直しが必要ではないかとの市民意見が寄せられておりました。この度、京都市から消費生活審議会に、基準制定当時には想定していなかった包装や技術革新、時代のニーズの変化などが広がっており、こうした事態に相応しい包装基準のあり方についての検討の要請を頂きました。新しい年にあたり、審議会も新しいメンバーで、基準の運用の見直しまで視野に入れた検討を深めることとなります。

ご存知ですか？

地上デジタル放送について

～2011年7月24日までにアナログテレビ放送は終了し地上デジタル放送に完全に移行します～



2001年の電波法の改正により、地上アナログ放送は2011年7月24日に終了し、地上デジタル放送に完全移行します。

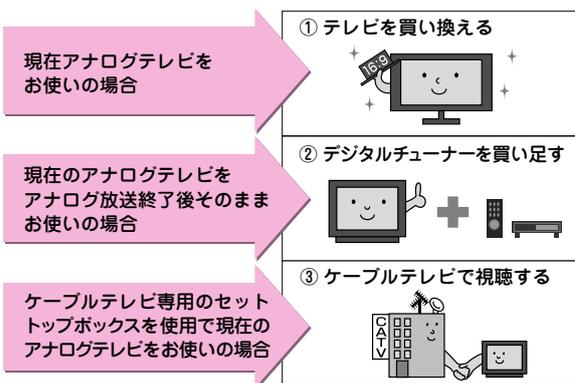
2003年12月に一部地域で地上デジタル放送が始まり、昨年12月には全国の地上放送局でデジタル放送が始まりました。デジタル方式では映像や音声を0と1のデジタル信号に置き換えて送信し、従来のアナログ方式と比べて、全国どこの地域でもより高品質な(ゴーストや雑音のない)映像と音声を受信することができます。

地上デジタル放送のメリット

デジタルならではの、便利なサービスが実現します。

- ・ **EBG(電子番組ガイド)**で番組検索＝リモコンを使って、画面上の番組案内から番組を簡単に選べ、録画予約したり、知りたい情報を検索したりできます。
- ・ **データ放送**＝くらしに役立つ最新情報(交通情報や天気予報、お料理のレシピなど)をいつでも入手できます。
- ・ **高度な双方向サービス**＝テレビから電話回線を経由して、ご家庭からクイズ番組に参加したり、テレビショッピングや銀行振込など、便利な双方向サービスを利用できるようになります。

地上デジタル放送を視聴するには



ということが必要です。(参考：総務省ホームページ)

● 悪質業者の勧誘にご注意ください ●

「もうすぐ地上デジタル放送に変わるのでテレビを見ることができなくなる。地上デジタル放送を見るための工事を今すぐ契約しないと、後になれば高額になると勧誘された」「近隣の共同工事を行うので今すぐ費用を振り込むようにという書類がきた」という相談が寄せられています。

地上デジタル放送に移行するのは2011年ですから、慌てる必要はありませんし、契約を急がせる業者は信用しない方がよいでしょう。工事の勧誘を受けても即決せずに、複数の事業者に見積もりをとったり、家族に相談するなど、契約は慎重にしましょう。

省エネラベルで、かしこい選択

昨年10月1日より、省エネラベルが全国統一デザインに変わりました。

省エネラベルとは、家電製品の省エネ性能や消費電力料金が一目でわかるラベルです。

京都市ではこれまで地球温暖化対策条例により市内の家電販売店で、エアコンを対象品目として省エネラベルの表示を義務付けていましたが、このたび、冷蔵庫・テレビを対象品目に追加し、全国で統一した新たなデザインの省エネラベルに変更しました。

(参考：京都市環境局広報資料)



= 若者がねらわれる =

今春新しく学校や社会に入られる方、新生活に入る前に注意しなければならない消費者被害に、アポイントメントセールス、デート商法、マルチ商法、キャッチセールスがあります。

今回は新入生、新社会人が陥りやすいマルチ商法とキャッチセールスについてご紹介します。

マルチ商法

事例

大学の先輩に誘われ食事に行ったところ、「最初に少しお金はかかるけど、絶対にもうかる！一緒に勝ち組になろう！」と言われ、サラ金に連れて行かれ携帯パソコンを買って代理店契約をした。しばらく友人や知人に働きかけたが1人も勧誘できず、そのうち友人を騙す仕事に思えてきて解約したい。サラ金の返済が苦しい。

(19歳 男性 学生)

特徴

- 勧誘時の成功話、「簡単にもうかる」「商品を購入して販売すればもうかる」「どんどんお金がはってくる」
- 商品は、浄水器、空気清浄器、化粧品、パソコン、アクセサリーなど
- 商品は思うように売れず、借金や商品だけが残る
- 友人関係を壊す例も多い



平成18年 市民生活センター マルチ商法の相談状況(4月~9月)

20歳代が61件(全体120件の約50%)となっており、そのうち11件が携帯パソコン等のパソコン関連、化粧品が8件、浄水器、空気清浄器、アクセサリーなどです。

	合計	男性	女性	不明
10歳代	2	2	0	
20歳代	61	28	33	
30歳代以上	50	12	38	
不明	7	1	3	3
合計	120	43	74	3

被害にあわないために

最近、新入生や新社会人がこのマルチ商法の被害に遭う事例が多発しています。アルバイト感覚で「よく分からないけど儲かりそうだから」安易に契約してしまうからでしょう。

大切なのは、取引の仕組みや利益の分配方法等を十分に理解することです。また、商品等の流通がない場合は、ねずみ講と同じことになり、安易に参加してしまうと被害者になるだけでなく、加害者になってしまい、刑事罰を受けることになりかねません。

キ ャ ッ チ セ ー ル ス



事 例

会社の帰りに駅前を歩いていると、「無料で化粧品のサンプルをあげる」と呼び止められ、営業所のようなところへ連れていかれました。そして簡単なお肌チェックをしたところ、「今やっておかないといけない」、「あなたのお肌のため」と言われ、仕方なく美顔器(9万8千円)と化粧品(4万8千円)の契約をしました。社会人1年目の給料で払っていくのは無理です。(22歳 OL)

特 徴

- 繁华街やターミナルの路上で声をかけられる「アンケートに答えてほしい」「キャンペーン中です」「モデルになりませんか」
- お店や営業所につれて行き、巧みな話術や断れない雰囲気や断れないようにして契約させられる
- 商品は、化粧品、エステ、アクセサリ、サプリメント、洋服、絵画

平成18年 市民生活センター キャッチセールスの相談状況(4月~9月)

20歳代の女性が22件(全体34件の約65%)となっており、そのうち11件がエステ関連(美顔、脱毛、痩身など)、化粧品が5件、ネックレス4件などでした。

	合計	男性	女性	不明
10歳代	1	0	1	
20歳代	27	4	22	1
30歳代以上	6	2	2	
不明	0	0	0	2
合計	34	6	25	3

被害にあわないために

この相談のような若い女性を狙ったキャッチセールスによるトラブルが多発しています。

知らない人から突然甘い話を持ち掛けられても軽率に応じないようにしましょう。必要のない勧誘ははっきり断る。あいまいな態度は話を長引かせ、相手の手口にはまってしまう。

本来の目的を隠して声をかけるキャッチセールスが横行しているので、注意しましょう。

契約してしまったら

契約してしまった消費者に対して「一定期間、頭を冷やしてよく考える余裕を与えること」を目的とした「クーリング・オフ制度」があります。この制度を使えば、連鎖販売取引(マルチ商法)は20日間、キャッチセールスなら8日間以内であれば無条件で契約を解除することができます。

クーリング・オフは、はがきで契約の相手方に契約を解除する旨を通知します。配達記録郵便で送付、クレジット契約をしている場合はクレジット会社にも送付します。

はがきは両面コピーし、保管しておきましょう。



市民生活センター 相談のご案内

消費生活相談

いずれの相談も
無料です。
お気軽にご相談
ください。

(訪問販売やキャッチセールスなどで困ったときなど)

TEL 256-0800

月～金 午前9時～正午
午後1時～4時

市民生活に関する相談
(市政に関する問合せなど)

TEL 256-2007

月～金

交通事故相談
(示談の方法・賠償額の算定など)

TEL 256-2140

午前9時～正午
午後1時～5時

法律相談 (弁護士による相談。面談のみ)

TEL 256-2007

月～金

午後1時30分～4時

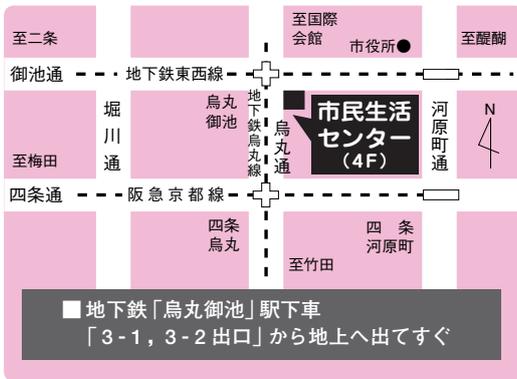
先着順15名

第2・4水

午後6時～8時

当日午前9時から整理券配布
水曜日のみ予約制(電話可)

予約制12名
(電話可)



消費者対象の教室、出前講座などの事業や、センターのご案内

TEL 256-1110

FAX 256-0801

住所

〒604-8186 中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

休所日

土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

週末の緊急時の消費生活相談は



クーリングオフ
TEL 257-9002

※電話相談のみ 受付:土・日(年末年始除く)午前10時～午後4時

トピックス

～架空請求に 御注意ください～

買ってもない商品の代金を請求されたり、身に覚えのない借金の取り立てをされたりする架空請求。身に覚えのない請求ハガキや手紙が送りつけられても、代金を支払う必要はありません。また、不用意に請求先に連絡をとらないようにしてください。

※最近の架空請求業者一覧

業者名	業者住所	業者電話番号
訴訟執行事務局	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町6-9-47	03-5241-3981
東日本総合債務管理事務局	〒110-0000 台東区南千束49-15	03-3876-5512
日本財政管理局	〒103-0000 東京都中央区大手町1-3-4	03-3839-9344
日本財政局総務管理事務局	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-3-2	03-5818-8091
中央管理事務局	〒135-0011 東京都江東区扇橋3-8-1	03-3834-9262
関東第一訴訟管理事務局	〒113-0021 東京都文京区駒込2-11-1	03-5689-3803
真下司法書士事務所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-11-7	03-3564-1195
日本総合債権管理事務局	〒110-0015 東京都台東区東上野8-9-26	03-3876-5704
日本総合債務管理事務局	〒110-0015 東京都台東区東上野8-19-26	03-3876-5704
民事事務局	〒104-0041 東京都中央区新富4-5-33	03-3946-6273

市民総合相談課(市民生活センター) ホームページに掲載しています
<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

回覧
してください